では日本人の6割が

#### 水道水の基準値

断水すべきか? それが問題だ



72

#### ▲ 最も身近で特殊な基準値

こういうジョークがある。

末期がん患者の悪性腫瘍からも検出される。さらに、大量に吸引すると死亡することもある。 の主成分である。 「一酸化二水素(Dihydrogen Monoxide:DHMO)という物質には温室効果があり、 このような危険があるにもかかわらず、この物質は、工業用の溶媒、冷却剤、原子力発電、 自動車のブレーキの効果を低下させる。また、重篤なやけどの原因となりうるだけでなく、 地形の浸食を引き起こし、 多くの材料の腐食を進行させて電気事故の原因とな

泡スチロールの製造など、多様な用途で用いられている。さまざまな動物実験にも使われるし、 各種のジャンクフードなど多くの食品に添加され、水道水中にも大量に含まれている。 はたして、このDHMOの使用を規制すべきだろうか?」

項目数

31

2

11

7 11

20

5

5

3

2

5

れない)は水道水の基準値には当てはまらな

基準値の特徴3(一度決まるとなかなか変更さ

危険な物質は法律で規制すべきだと考えてしまうものだ。 物質であっても、否定的で扇情的な言葉を並べられると、人はいともたやすくだまされ、そんな じつはこのDHMOとは、化学式でいえば觅O、すなわち水のことである。正体はありふれた

は、安全な水道水を飲むことができる国はごく限られている、と考えている人も多く、ある統計 さまざまな物質については、基準値が設けられている。ごくありふれたものだけに、最も身近な 基準値の一つといってもいいだろう。 もちろん、実際には水そのものが規制されるということはない。だが、水道水に含まれている 現在は先進国ならばたいていの国では、水道水をそのまま飲んでも問題ない。しかし日本に

は、 本の水道への誇りがあるようだ。 その一方で、水道水の安全性に不安を感じている日本人も少なくない。東京・大阪・中京圏で 家庭で水道水をそのまま飲んでいる人は、 全体の25%しかいない。これに対し、 浄水器を通 73

「世界で最もおいしい水が飲める国は日本」と回答している。日本人には日

第3章 水道水の基準値

更新の年月 項目数 おもな変更点 1958年7月施行 30 消毒の必須化 1966年5月 26 ケイ酸、硫酸削除など 1978年8月 カドミウム追加など 26 1992年12月公布 有機塩素化合物(トリハロメタン、ベンゼ 46 ンなど)・農薬・セレン追加、ヒ素基準値 強化など (1993年12月施行) 46 鉛基準値強化 2002年3月 2003年5月 項目の見直し(大腸菌群から大腸菌への変 50 更、ホルムアルデヒド・臭素酸追加など) 2008年4月 51 塩素酸追加 2009年4月 50 1,1- ジクロロエチレン削除 2010年4月 50 カドミウム強化 2011年4月 50 トリクロロエチレン強化 2014年4月 51 亜硝酸態窒素追加

は高い。食品中の自然由来の発がん性物質(→

しかし水道水は、食品よりもはるかに安全性

第2章)に比べ、水道水由来の発がん性物質の

水を飲む人は33%である。

水道水質基準のおもな推移

生ガキなどの食品に由来する。しかし、食品と 違って水道水には「選択できない」「代替がき スなどの病原性微生物についても、たいていは 量は概して、微々たるものである。ノロウイル

以降の更新頻度は顕著で、プロローグで述べた れて以来、たびたび更新されている(表3― って、水道水の水質基準は1958年に施行さ かない」という特徴がある。そういう理由もあ 1)。とくに1992年に20項目が追加されて

, , ,	NO (NI BRANCH PENIS)
基	礎的性状
表3一2	 水道水質基準51項目の内訴

項目の種類

病原性微生物の代替指標菌

着色 (アルミニウムなど)

味 (塩化物イオンなど)

無機物・重金属(ヒ素、硝酸など)

健康(安全性)に関する項目

有機物(溶媒など)

消毒副生成物

カビ臭・臭気

祭海 (異面活性剤)

前までの基準値に従った」とあるだけで算定根

ーネット上で読むことができる(もっとも「以

拠がよくわからない項目もあるが)。

これらの意味で水道水質基準は特殊な基準値

性状(水利用)に関する項目

明確なものが多いが、水道水の基準値は200

また、本書で示すように基準値には根拠が不

3年の改正にともなって根拠も示され、インタ

#### 観点の観点を決める二つの

といえる。

は別に、 水道水質基準は、2014年4月現在、51項目が定められている (表3―2)。また、基準と 塩素による消毒も水道法で義務づけられている

た水を沸かして飲む人は17%、ボトル水・スー

してから飲む人は24%、水道水や浄水器を通し

パーの持ち帰り用の水・ウォーターサーバーの

いる住民へ周知するなどの対応をとると決められている。よる汚染や、「シアン」や「水銀」の超過が判明した場合は、給水を停止し、その水を使用してに、必要な対策を講じる、とされている。とくに一般細菌や大腸菌といった「病原性微生物」に定期的な水質検査によって基準値の超過が判明した場合には、ただちに原因を究明するととも

76

起きないと考えられるいちばん低い値が、性状に関する基準として定められている。別)などを指し、飲むうえでの風味や入浴、トイレ、洗濯などのさまざまな利用において支障がのほかに、「性状に関する20項目」も設けられている。性状とは、色や味、臭い(安全性とはく、日常生活のさまざまな用途に使われる。そのため水道水質基準には「健康に関する31項目」といいと考えられるいちばん低い値が、性状に関する基準として定められている。

では、具体的に水道水質基準の例をいくつか見ていこう。

#### ▲銅の基準を決めたのは「洗濯

ントなどから意識的に摂取されることもある。しばしば水道水に溶けこむ。一方で、銅はヒトにとって必須元素でもあり、食品や栄養サプリメの調は鉱山排水、工場排水に含まれるだけでなく、給水装置にも銅管が使われていることから、

2003年の基準値改正では、銅の摂取総量が一日10宮までならば、健常な成人にとって有害

一方、性状の観点からは、洗濯などへの利用と、味覚の面から検討された。水道水中の銅濃度されたもので、日本も含めてさまざまな国が、水道水の基準値を設定するうえで参考にしている。ものである。WHOの飲料水水質ガイドラインは法的拘束力のあるものではなく、指針として提示ものである。WHOの飲料水水質ガイドラインは法的拘束力のあるものではなく、指針として提示という基準が、安全性の観点から定められた。これはWHOの飲料水水質ガイドラインに準拠したいう基準が、安全性の観点から定められた。そこで、一日2~3Lの水道水を飲み、食品や栄養サプリメな健康影響は見られないとされた。そこで、一日2~3Lの水道水を飲み、食品や栄養サプリメな健康影響は見られないとされた。そこで、一日2~3Lの水道水を飲み、食品や栄養サプリメ

響よりも、洗濯物への影響のほうが低い濃度で生じるため、これが基準値となったのである。防止)からは1喀/Lという値が示され、最終的には、1喀/Lが採用された。ヒトへの健康影の上、からは1喀/Lを超えると、50%の人が銅特有の渋味を感知できるという。 (洗濯物の着色が1喀/Lを超えると、洗濯物に着色が生じる。味覚については、たとえば水道水中の銅濃度がが1喀/Lを超えると、洗濯物に着色が生じる。味覚については、たとえば水道水中の銅濃度がが1喀/Lを超えると、洗濯物に着色が生じる。味覚については、たとえば水道水中の銅濃度が

- 亜鉛の基準を決めたのは「お茶の味」

度を規制する必要はなく、その基準値は、性状の観点からのみ定められている。で、銅と同じく、ヒトにとって必須元素である。亜鉛の場合は、安全性の観点からは水道水の濃亜鉛も鉱山廃水や工場廃水のほか、水道管からの溶出などで水道水に含まれることがある物質

77

第3章 水道水の基準値

これらと食すして古具、正常においては、おきりまずしてあり、お葉の味が担じる。ので/L以上になると、お風呂で汲みおきしたときに表面などに油膜が生じる。 78 水道水が1啷/L以上の亜鉛を含むと、沸騰させたときに白く濁り、お茶の味が損なわれる。 78 で

なお、第8章で述べているように、水質の基準には「環境基準」という、水生生物の生態系をない。亜鉛の水道水質基準値は、日本の文化を組み込んだユニークな値といえるだろう。によって水が受け入れられなくなる可能性があるとされているだけで、お茶の味に関する記述はして定められた。なお、WHOの飲料水水質ガイドラインでは、3嘅/Lを超えると白濁や被膜して定められた。なお、WHOの飲料水水質ガイドラインでは、3嘅/Lを超えると白濁や被膜して完められた。なお、WHOの飲料水水質ガイドラインでは、3嘅/Lが基準値と

は達成できないのだ。水道水質基準と環境基準では、目的がまったく異なるからである。03雫/Lと定められている。水道水質基準(1雫/L)を満たしている水道水でも、環境基準行るために定められた基準値がある。これについては亜鉛の基準値は、河川・湖沼において0・等るために定められた基準値がある。これについては亜鉛の基準値は、河川・湖沼において0・等るために定められた基準値がある。

#### - 毒性から見た化学物質の分類

だんその名を耳にすることが少ない化学物質である。の観点から定められている。これに対して、安全性の観点から問題になる指標のほとんどは、ふの観点から定められている。これに対して、安全性の観点から問題になる指標のほとんどは、 いいがん でんき いんしょう はいずれも、性状鋼と亜鉛は比較的なじみのある物質であり、それらに関する水道水の基準値はいずれも、性状

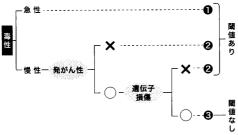


図3--1 基準値設定において化学物質は3つに分類される ○は「あり」、×は「なし」を示す

ことができる。

4

一度の摂取で死を招くこともある。 も影響が生じる毒性で、著しく重篤な場合、たった の性毒性とは、その物質を短い期間だけ摂取して

慢性毒性とは、長期間にわたってその物質を摂取することで影響が生じる毒性で、たとえば歯や骨、がん性があるものとないものがある。さらに発がん性がある化学物質にも、その発がんメカニズムによ性がある化学物質にも、その発がんメカニズムによいで、遺伝子を直接傷つける形で発がんを引き起こすものと、そうでないものとがある。

いる(図3―1)。 は、毒性がある化学物質は次の3種類に整理されて

これらの知見にもとづき、基準値を定めるうえで

❶急性毒性があるもの

❸遺伝子を傷つける形での発がん性があるもの ❷非発がん性の慢性毒性、または遺伝子を傷つける形ではない発がん性があるもの

80

閾値はないものとみなす。このような物質を「閾値なし」の化学物質という。ごく微量の摂取で 摂取量を閾値といい、このような物質を「閾値あり」の化学物質と呼ぶ。❸の場合は、そうした そして、❶❷の場合は、ある一定の摂取量までなら健康への悪影響が生じないとみなす。その 、影響が生じる可能性があるとみなすのである。

以下に、❶~❸のそれぞれの場合の基準値を見ていく。

験にもとづく方法である。それぞれの算出方法や意味の違いは第5章(四塩化炭素とセレン)で 述べているので参照していただきたい。 なお、基準値を算出する方法は一般的に二つある。ヒトの疫学データを用いる方法と、

### ▲ 硝酸態窒素および亜硝酸態窒素:①急性毒性

の井戸水に高濃度で含まれる場合がある。 水質基準値が定められている。これらの物質は土壌中で除去されにくいため、農地や牧場の近く 肥料などに使われる硝酸態窒素および亜硝酸態窒素は、乳幼児への急性毒性の観点から、水道

乳幼児が短期間に、ある一定量以上の硝酸態窒素および亜硝酸態窒素を摂取すると、メトヘモ

4

井戸水を飲んだ乳児が、チアノーゼを起こした事例がある。 海外では乳幼児の死亡事例も報告されていて、日本でも36・2啷/Lの硝酸態窒素を含む自宅の アノーゼを起こす症状で、唇や爪が紫色を呈することからブルー・ベビー症候群とも呼ばれる。 グロビン血症を起こす場合がある。メトヘモグロビン血症とは、体の臓器が酸素不足になり、

ロビン血症の事例数との関係を調べた疫学調査にもとづいている。 れは米国で1951年に発表された、飲み水に含まれる硝酸態窒素の濃度と、乳児のメトヘモグ 日本では、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素の水道水質基準値は10㎏/Lと定められている。こ

硝酸態窒素と同時に測定することができることから、水道水質基準値は、硝酸態窒素と亜硝酸能 下の場合には、報告された事例はない。亜硝酸態窒素の濃度は硝酸態窒素と比べて非常に低く、 窒素の合計量として10嘅/Lとされた。 L以上になると見られるようになり、とくに20吨/Lを超過すると多くなる。一方、10吨/L以 その調査結果が、表3―3である。メトヘモグロビン血症の事例は、硝酸態窒素濃度が11㎏/

ただし、この調査結果の解釈には、いくつか注意を要する。

とは限らないことである。「報告事例がないこと」と、「今後も起こる可能性がないこと」はイコ ·ルではない。また、調査結果をまとめた論文によれば、事例が報告されて数ヵ月が経過してか まず、10昭/L以下では報告例がないからといって、メトヘモグロビン血症が絶対に起きない

81

第3章

調査対象の州	メトヘモグロビン 血症全体の報告数 と死亡数 🙆	●のうち、硝酸態窒素濃度(mg/L) のデータが得られた報告数の濃度ごと の内訳					Bの合計
	死亡数 / 報告数	0~10	11~20	21~50	51~100	101以上	0
カリフォルニア	0 / 1	0	0	0	1	0	1
ジョージア	3 / 6	-	-	-	-	-	0
イリノイ	6 / 75	0	1	4	12	11	28
インディアナ	0 / 1	0	0	0	1	0	1
アイオワ	11 / 数件	0	0	0	1	1	2
カンザス	3 / 13	0	0	2	2	8	12
ミシガン	0 / 7	0	0	0	0	7	7
ミネソタ	14 / 139	0	2	25	53	49	129
ミズーリ	0 / 2	0	0	0	0	2	2
ネブラスカ	1 / 22	0	1	4	9	8	22
ニューヨーク	0 / 2	0	0	0	1	0	1
ノースダコタ	1 / 9	0	1	1	0	6	8
オハイオ	0 / 0	0	0	0	0	0	0
オクラホマ	0 / 0	0	0	0	0	0	0
サウスダコタ	0 / 数件	-	-	-	-	-	-
テキサス	0 / 0	0	0	0	0	0	0
パージニア	0 / 1	0	0	0	1	0	1
合計	39 / 278以上	0	5	36	81	92	214
€ に占める	0	2	17	38	43	100	

乳児のメトヘモグロビン血症の事例数と硝酸態窒素濃度

トを引用しながら、以下のよ 著者ウォルトン氏は、米国公 分もあるという。この論文の とはできない」 な硝酸態窒素濃度を決めるこ できるような飲み水中の正確 安全と危険をはっきりと区別 うな説明を追加している。 衆衛生協会の委員会のコメン 「現時点では、乳児に対する

が管理されることで、安全性 基準値が設定され、水道水質 ただし一方で、このように

以上厳しくする必要性は見当たらないのである。 ころ、利用者に負担の増加(具体的には水道料金値上げを意味する)を強いてまで基準値をこれ ている水から、メトヘモグロビン血症が報告された事例はない。この実績が持つ意味は大きい。 が確保されてきたことも重要な事実である。少なくとも現時点までに、水道水質基準値が守られ 基準値をより厳しくすれば安全性はそれだけ高まるが、そのためのコストもかかる。現在のと

### ♠ ホルムアルデヒド:❷閾値ありの慢性毒性

故を起こした「犯人」として話題になった。 どの消毒剤が反応することで生成される。2012年には関東地方で広範囲にわたる水質汚染事 られる化学物質である。水道水ではおもに、水中に含まれるさまざまな有機物と塩素やオゾンな ホルムアルデヒドは接着剤や塗料などに含まれ、いわゆるシックハウス症候群の原因として知

呕、82昭のホルムアルデヒドを飲み水に混ぜて与えて、2年間継続して観察したものである。 オスのラットを四つのグループに分け、ラットの体重1㎏当たり、それぞれ0㎏、1・2㎏、15 この結果、82㎏投与したグループにのみ、体重の減少や胃粘膜壁の異常などが観察されたこと ホルムアルデヒドの基準値は、動物実験の結果から算出されている。この実験は、280匹の

から、閾値は一日当たり15略/㎏と80零/㎏の間にあるとみなし、低いほうの一日当たり15啷/

水道水の基準値

82

で、数字の正確さに欠ける部 ることもたびたびあったよう ら硝酸態窒素濃度が測定され

訳のためにNOAELを「ゼロリスクとなる量」と誤解している人も多い。正確には、毒性が「観察されなかった量」を意味する。いわば日本語訳は「誤訳」であり、この正確には、毒性が「観察されなかった量」を意味する。いわば日本語訳は「誤訳」であり、このれたレベル(この場合は一日当たり15㎏/㎏)のことを、専門用語では「No Observed 総までなら毒性影響はないものと判定された。なお、このような毒性影響が見られないと判定さぬまでなら毒性影響が見られないと判定された。なお、このような毒性影響が見られないと判定された。なお、このような毒性影響が見られないと判定された。

84

015 º宮/㎏とされた。そして、ヒトが摂取するホルムアルデヒドのうち、水道水由来は20%とを見込んだ。これにより、一日に摂取可能な上限値は、15 º宮/㎏の1000分の1にあたる0・たガス状のホルムアルデヒドを吸入すると発がんの可能性があることを考慮し、もう10倍の安全ホルムアルデヒドの場合は、風呂などの温水から空気中へ揮発する可能性があること、揮発しホルムアルデヒドの場合は、風呂などの温水から空気中へ揮発する可能性があること、揮発し

見積もり(残りの80%は食品など)、体重50㎏の人が一日2Lの水を飲むと仮定して.

という計算から、水道水質基準値は0・08㎏/Lと定められた。

いとすらしているのである(2011年刊行の飲料水水質ガイドライン第4版)。 と思われる。実際には、この物質は水から揮発しにくく、吸入によって取り込む量は少ない。日と思われる。実際には、この物質は水から揮発しにくく、吸入によって取り込む量は少ない。日と思われる。実際には、この物質は水から揮発しにくく、吸入によって取り込む量は少ない。日と思われる。実際には、この物質は水から揮発しにくく、吸入によって取り込む量は少ない。日と思われる。実際には、この物質は水から揮発しにくく、吸入によって取り込む量は少ない。日と思われる。実際には、この物質は水から揮発しにくく、吸入によって取り込む量は少ない。日と思われる。実際には、このである(2011年刊行の飲料水水質ガイドライン第4版)。

ば、そのリスクはまったくないか、ほとんど無視できるほど小さなものだったのである。に10倍、上乗せした値である。もしほかの物質と同様にWHOのガイドライン値を水道水質基準値に用いていれば、基準値超過という判定にはならなかった。この程度のホルムアルデヒド濃度値に用いていれば、基準値超過という判定にはならなかった。この程度のホルムアルデヒド濃度性毒性の結果から定められたものであり、しかも、揮発と吸入を見込んで不確実性係数をさら慢性毒性の結果から定められたものであり、しかも、揮発と吸入を見込んで不確実性係数をさらしかし、この基準値は前述のように、ホルムアルデヒドをラットに2年間投与して観察された

くない」という声も聞いた。また、筆者は関係者から「キズものをお客さまに届けたまで汚染が続くのかもわからなかった。また、筆者は関係者は心配していたそうだ。加えて、いつ未知の化学物質が含まれていることを水道事業体の関係者は心配していたそうだ。加えて、いつただし、この解釈は原因がわかったいまだからできることで、当時はホルムアルデヒド以外の

に加えて、熱中症という深刻なリスクも生じることになる。 で加えて、熱中症という深刻なリスクも生じることになる。 この事故は5月に起こったが、もし同様の事例が真夏に起き、断水という判断が下されたら、水が使えない不便さといった社会的コストの酷暑時に2時間屋外にいると、高齢者3万7000人に1人が熱中症になり、熱中症になったの酷暑時に2時間屋外にいると、高齢者3万7000人に1人が熱中症になり、熱中症になったの事例が真夏に起き、断水という消費がある。この事故は5月に起こったが、もしも37℃をつくり、また、多くの人が給水所に長蛇の列断水をすべきかどうかの判断は難しい。この利根川の事例では、多くの人が給水所に長蛇の列断水をすべきかどうかの判断は難しい。この利根川の事例では、多くの人が給水所に長蛇の列

かという不安も持っているようだ。者の大半が答えている。だがその一方で、水道水質基準を満たさないと健康を害するのではない準を満たしていなくても、洗濯やトイレに利用できる水質であれば、断水しないでほしいと回答 この事故後、国立保健医療科学院の大野浩一氏らが実施したアンケートによれば、水道水質基

.

れば、状況によっては、むしろ断水すべきではない場合もあるのだ。 
れば、状況によっては、むしろ断水すべきではない場合もあるのだ。 
な知的に基準値を数倍ほど超過しても、生じるリスクは無視できるほど小さい。この章場合は、短期的に基準値を数倍ほど超過しても、生じるリスクは無視できるほど小さい。この章場けば、どうしても直観的な恐怖感が喚起されてしまうが、実際には、水道水質基準値超過の影響は、その観点、項目によって大きく異なる。基準値を超過したらただちに断水すべき場合もあ聞けば、どうしても直観的な恐怖感が喚起されてしまうが、実際には、水道水質基準値超過の影響は、その観点、項目によって大きく異なる。基準値を超過したらただちに断水すべき場合もあるのだ。 
なの観点からの基準があり、安全性と性状という二つの観点からの基準があり、安全れば、状況によっては、むしろ断水すべきではない場合もあるのだ。

### ♠ 臭素酸・ヒ素:⑤閾値なしの慢性毒性

水道水の基準値

85

第3章

WHOの飲料水水質ガイドラインに準拠したもので、もともとのルーツは、米国における食品中 れるリスクの物差しである。 の発がん性物質の管理をめぐる議論にある。水に限らず、基準値を決めるうえで非常によく使わ するリスク(「発がんリスク10」という)が生じる濃度はどの程度か、にもとづいて設定される (第2章末のコラム参照)。ただし、ここでいう発がんリスクは、がんを罹患する確率というよ その基準値は一般に、その物質を含んだ水を一生涯飲みつづけたとき、10万人に1人が発がん 安全を見越して大きめに算出された値である。「10」(10万人に1人)という数字は、やはり 88

はなく、一つの媒体(ここでは水道水)に由来する、一つ一つの物質のリスクをそれぞれ①以下 にするという考え方である。 なお、ここでいう「10以下」とは、すべての物質のリスクの合計を10以下にするという意味で

理といい、水の安全性を高め、おいしくするために行われるのだが、水道水源が海水などの影響 験では発がん性があることがわかっており、ヒトに対しても発がん性が疑われている。 で臭素を含んでいる場合、オゾン処理を行うと、臭素酸が生成されてしまう。臭素酸は、動物実 いった通常の方法に加え、オゾン処理や活性炭処理などがある。これらの追加的な処理を高度処 臭素酸という物質の例を見てみよう。水道水の処理方法には、凝集、沈殿、濾過、塩素消毒と

臭素酸の基準値は、動物実験で見られたがん発生率から算出されている。オスのラットを五つ

と計算されたことから、体重50㎏の人が毎日21飲むと仮定して基準値を計算し、 がん発生率が増加した。発がんリスクOに相当する摂取量が一日当たりO・OOO357嘅/㎏ のグループに分け、濃度の異なる臭素酸を100週間にわたって飲み水に混ぜて与えたところ、

 $0.000357 \text{mg/kg} \times 50 \text{kg/2L} = 0.01 \text{mg/L}$ 

いても、これと同様の算定方法が用いられている。 という計算から0・01嘅/Lと定められた。このほかの閾値がない発がん性物質の基準値につ

れている。ヒ素に発がん性があることは明らかだが、この物質の基準値については、発がんリス まざまな地域において、ヒ素で汚染された井戸水を飲んで皮膚がんなどが増加した事例が報告さ クDに相当する値を設定するという従来的な算定方法は採られていない。 一方、臭素酸とは趣を異にする算定方法がとられているのが、ヒ素の基準値である。世界のさ

と、飲料水からヒ素を除去するのは現実的に困難であることが挙げられている。 されなかった。その理由としては、ヒ素の発がん性のリスク評価にはかなりの不確実性があるこ にその見直しがなされたが(数値は変更されず)、発がんリスク0をもとに設定する方法は採用 日本でも1993年に0・05昭/Lから0・01昭/Lへと基準値が強化され、2003年

基準値を設定されたほかの化学物質も、発がんリスク評価にはかなりの不確実性がある。むしろ たしかに、ヒ素の発がんリスクの機構や評価手法には不確実性がある。だが、一般的な方法で

89

ちらかというと「現実的に達成できるかどうか」という観点からの数字、と見るほうが実態に近 わらず、一般的な算定方法にはよらずに設定された0・01㎏/Lという水道水質基準値は、ど ヒトの疫学データがあるという点では、ヒ素は知見が蓄積されているといってもいい。にもかか

れまでの0・05昭/Lから0・01昭/Lへと改定している(結果的に日本のヒ素の水道水質 要するコストと、人々の支払い意思額とを比較・分析するというプロセスを踏まえたうえで、そ 保護庁(EPA)は飲料水中のヒ素濃度の基準値について、除去施設の設置などのリスク削減に きわめて難しく、守ることができない基準値を設けても意味がないのである。ちなみに米国環境 ろう。しかし、基準値を守るには、技術やコストが必要である。ヒ素を飲料水から除去するのは 基準と同じ値である)。 このような根拠に乏しい基準値で、水道水の安全が確保できるのか、と思われる読者もいるだ

う動きも、日本では現在のところ見られない。 に取り込む量のほうがはるかに多いのだが、食品中のヒ素をリスクに応じて厳しく管理するとい なお、ヒ素に関しては水道水よりも、第2章で述べたようにコメやひじきなどの食品から人体

### ▲病原性微生物に関する基準①塩素の濃度

くに重要なのは病原性微生物の項目だ、という思い入れを持つ人は少なくない。 水道水質基準51項目の1番目と2番目に記載されていて、専門家にも、水道水質基準においてと 性毒性にあたる。こうした感染症に関連した基準としては、一般細菌と大腸菌がある。それぞれ で汚染された水は、たった一度飲んだだけでも下痢などの感染症が生じる場合があり、これは急 化学物質のほかに、病原性微生物についても水道水質基準値が定められている。病原性微生物

て、消毒装置が壊れたり、消毒剤を入れなかったりしたことで起きたものである。 どの症状が出た事例は毎年起きている。大半は、比較的規模が小さい施設や飲用井戸などにおい 年間10万人以上も発生していた。実はいまだに、飲み水が原因で病原性微生物に感染し、下痢な は30%程度であり、赤痢や腸チフスなどの水系感染症(水を飲むことでかかる感染症)の患者は あるというのは、なかなか考えにくいかもしれない。しかし、たかだか60年前には水道の普及率 現在の水道の状況に慣れていると、水を飲んで下痢になるとか、運が悪ければ死に至ることが

第3章 フィリッポ・パチーニだが、30年近く無視された)。もっとも、紀元前の頃から戦争時に死体や るよりも30年ほど前のことだった(ちなみにコッホに先んじて、コレラ菌を最初に報告したのは 設者でもあった。ロベルト・コッホによってコレラの原因がコレラ菌であることが突きとめられ 医師ジョン・スノウである。彼は麻酔法の確立に貢献した人物として知られるが、疫学調査の創 汚れた水を飲むとコレラに感染することを初めて明らかにしたのは、19世紀半ばのイギリスの 91

水道水の基準値

90

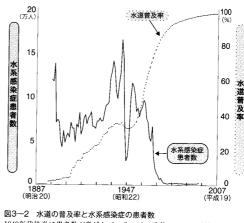


図3-2 水道の普及率と水系感染症の患者数 1940年代後半に患者数が激減しているのは、戦後のデータ不足のためと 考えられる。

かり、

水の浄化・消毒というプロセ

スが徐々に導入されるようになっ

などでの死亡率が低下することがわ どで消毒したりすることで、感染症 って、水を砂で濾過したり、塩素な だろう。ジョン・スノウの活躍によ

いことはなんとなく知られていたの うだから、汚れた水が健康によくな げ込むという戦略がとられていたよ 糞便を相手が使用している井戸に投

92

数は劇的に減少した。これにはGH 年代以降、水道の普及とともに患者 関係を示したものである。1950 の普及率と、水系感染症の患者数の 図3―2は近代以降の日本の水道

の指令であった。この値は米軍が野戦で用いていた基準にもとづいている。現在でも(水道水質 のルーツは、GHQ指令と米軍の野戦基準にあったのである(なお現在では、 り、日本のように蛇口水での塩素濃度を規定している国は非常に珍しい。世界でも稀なこの方法 って義務づけられている。世界的に見れば、浄水場での塩素濃度を定めている国がほとんどであ 基準という位置づけではないが)、蛇口水中に一定濃度以上の塩素が含まれることが水道法によ る。それは遊離塩素濃度を浄水場の水で2昭/L、蛇口水でも0・4昭/Lに保持するようにと Q(連合国軍総司令部)が水道の塩素消毒を徹底するように指示したことが大きく貢献してい 遊離塩素濃度は0・1嘅/L以上にまで下がっている)。 蛇口水中に必要な

## ▲ 病原性微生物に関する基準❷一般細菌と大腸菌

多く、それに備えて毎日、10tから100tの水を使って検査することは事実上、無理である。 すには10tないしは100tもの水で測定する必要があるからだ。汚染は突発的に生じることも には不可能といってよい。一つの病原性微生物をとっても、その存在量が十分に少ないことを示 ざまなものがあり、それら一つ一つの存在量をすべて把握し、基準を設けるということは現実的 ノロウイルスやE型肝炎ウイルスなどのウイルス、クリプトスポリジウムなどの原虫など、さま 下痢などの感染症を招く病原性微生物には、赤痢菌、レジオネラ属、サルモネラなどの細菌、 93

> がほかの病原性微生物と類似していることなどが、代替指標菌として選ばれた理由である。 ている。糞便中に存在量が多く測定しやすいこと、自然環境および浄化・消毒に対するふるまい いるか、水の浄化・消毒が機能しているかを判断するために用いられ、「代替指標菌」と呼ばれ 汚染の有無を調べるという検査方法が用いられている。そのために測定されるのが、一般細菌や 大腸菌の数である。 したときにコロニー(集落)を形成する菌の総称である。これらは水道水源が糞便に汚染されて そこで、水系感染症を引き起こす病原性微生物がヒトや動物の糞便に由来することから、 一般細菌や大腸菌とは特定の菌を指すのではなく、ある特定の温度下で培養

センスも兼ね備えていたのである ジがあるかもしれないが、浄水場における調査と疫学的な結果を照合するという実務的に優れた 記している。コッホといえば、感染症の病原体を特定したことから、なんとなく理学的なイメー 根拠となったのはコッホによる調査であり、彼は論文『水の濾過とコレラ』において、浄水場で 一般細菌が1mあたり100個以下になるまで水を濾過すれば、経験的にコレラが発生しないと 一般細菌の数は、日本の水道水質基準値では1mの水に100個以下と定められている。この

過する緩速濾過といわれるものだった。しかし、現在の日本では、急速濾過(凝集剤が添加さ このときコッホが調査した浄水場で用いられていた濾過方法は、ゆっくり時間をかけて砂で濾 濾過速度が速い)が主流であるうえに、塩素による消毒が必須であり、コッホの調査のとき

業体で検査が可能な水量、という現実的な理由だったようだ。つまり、感染リスクが十分に低く 理由で100mと決められたのだろうか。じつは、そこには明確な根拠はなく、すべての水道事 る水量が多ければ多いほど、わずかな汚染でも感知できるようになるからだ。では、どのような ない」ことと「100Mの水から検出されない」ことは、意味するところが異なる。試験に用い と、と定められている。注目すべきは「100瓜」という数字である。「1mの水から検出され あって、現在も水道水質基準の項目に「一般細菌」が維持されている、というのが実情なのである。 とは条件が大きく異なっている。その意味では、一般細菌を代替指標菌とする意義は今日では弱 なることを約束しているわけではないのである。 いのだが、これまで長きにわたって実務上使用されてきてデータや知見が蓄積されていることも 一方で、大腸菌を代替指標菌とする水道水質基準は、100mの水から「検出されない」こ

第3章 水道水の基準値 代替指標菌による水道水質基準とで管理されているが、その根拠はいずれも、 さにもとづいたものではなく、 このように日本の水道水の病原性微生物は、蛇口水での塩素濃度と、一般細菌と大腸菌という 経験則によって実務的に設定されている。 感染リスクの大き

# 病原性微生物に関する基準のクリプトスポリジウム対策

塩素消毒や、代替指標菌による検査をすり抜けてしまう病原性微生物がいる。 その一つである

94

本では1996年に埼玉県越生町で大規模なクリプトスポリジウム感染が発生し、町民約1万4本では1996年に埼玉県越生町で大規模なクリプトスポリジウム感染が発生し、町民約1万4本では1996年に埼玉県越生町で大規模なクリプトスポリジウム感染が発生し、町民約1万4本では1996年に埼玉県越生町で大規模なクリプトスポリジウムの存在は1993年、米国が検出されない水でも生存することができる。クリプトスポリジウムの存在は1993年、米国が検出されない水でも生存することができる。クリプトスポリジウムは原虫の一種で、感染するとひどい下痢などを起こす。塩素への耐性は大のクリプトスポリジウムは原虫の一種で、感染するとひどい下痢などを起こす。塩素への耐性は大のリップトスポリジウムは原虫の一種で、感染するとひどい下痢などを起こす。塩素への耐性は大のリップトスポリジウムは原虫の一種で、感染するとひどい下痢などを起こす。塩素への耐性は大のリップトスポリジウムは原虫の一種で、感染するとひどい下痢などを起こす。塩素への耐性は大のリップトスポリジウムは原虫の一種で、感染するという。

る。 現在、水道水中のこうした塩素耐性のある病原性微生物には、次のような対策がとられてい

ず、と考えたのである。コッホが一般細菌の数でコレラ発生の有無を判定したのと似ている。は、という、は、大いの濁りが十分に取れていれば、クリプトスポリジウムも十分に除去できているは、でして、最も汚染の可能性が高いレベル4に対しては、浄水場での濾過施設が十分に機能し、水の濁りが十分に取れていれば、クリプトスポリジウムの濁りの指標で、クリプトスがリジウムの数を毎日測定がつることは現実的に難しいし、代替指標菌の存在量によって、汚染の可能性を4段階にレベル分けすまず、水道原水の種類と代替指標菌の存在量によって、汚染の可能性を4段階にレベル分けすまず、水道原水の種類と代替指標菌の存在量によって、汚染の可能性を4段階にレベル分けすまず、水道原水の種類と代替指標菌の存在量によって、汚染の可能性を4段階にレベル分けする。

党症状がない場合もあること、患者数の報告値には不確実性があることを考えて、「発症」の確覚症状がない場合もあること、患者数の報告値には不確実性があることを考えて、「発症」の確には、これを達成することは容易ではない。この「年間10」という感染リスクの値は1980年には、これを達成することは容易ではない。この「年間10」という感染リスクの値は1980年には、これを達成することは容易ではない。この「年間10」という感染リスクの値は1980年には、これを達成することは容易ではない。この「年間10」という感染リスクの値は1980年には、これを達成することは容易ではない。この「年間10」という感染リスクの値は1980年には、これを達成することは容易ではない。この「年間10」という感染リスクの値は1980年には、これを達成することは容易ではない。この「年間10」という感染リスクの値は1980年には、これを達成することは容易ではない。この「年間10」という感染リスクの値は1980年には、これを達成することは容易ではない。この「年間10」という感染リスクの値は1980年にはから監察リスクの値は1980年には、これを達成することを考えて、「発症」の確には、これを達成することは容易ではない。この「年間10」という感染リスクの値は1980年には、これを達成することを考えて、「発症」の確には、これを選挙を持ついる。ことにある。さらに、感染しても自合計患者数が、年間で1万人におよそ1人程度の割合だったことにある。さらに、感染しても自合計患者数が、年間で1万人におよそ1人程度の割合だったことにある。さらに、感染している。

提言に主体的に関わった衛生工学の専門家チャールズ・ハース氏本人が、このリスクに疑問を呈 97ところが、「10の感染リスク」が広く知られるようになった1990年代後半になると、その率より厳しい「感染」のリスクを指標とすることとした。

要持入れられるリスクレベルをどう設定するかについては議論があるものの、米国が病原性微生物について、感染リスクレベルをどう設定するかについてはなく、浄水場の処理技術を考慮も日本も、病原性微生物の感染リスクそのものを測定するのではなく、浄水場の処理技術を考慮して基準値を設定しているという意味では変わりはない。実際に生じた感染事故の患者数などを見ても、日本の水道水の感染リスクを明示しているか、という点で大きな違いがある。現在の日本の水道水質基準では、病原性微生物の感染リスクを明示しているか、という点で大きな違いがある。現在の日本の水道水質基準では、病原性微生物の感染リスクとのものを測定するのではなく、浄水場の処理技術を考慮生物について、感染リスクにもとづいた管理手法が提案されてはいるものの、「基準値」という形で社会とって感染リスクにもとづいた管理手法が提案されてはいるものの、「基準値」という形で社会とって感染リスクにもとづいた管理手法が提案されてはいるものの、「基準値」という形で社会とない。



代表するものでなければならないが、このうち「平均体学を「曝露係数」と呼ぶ。曝露係数は当然、日本人を重「50㎏」や、コメを摂取する量「150㎏」などの数重「50㎏」や、コメを摂取する量「150㎏」などの数量「50㎏」や、コメを摂取する量「150㎏」などの数になる。このときの体類の基準に表するものでなければならないが、このうち「平均体質の基準に表するものでなければならないが、このうち「平均体質の基準に表するものでなければならないが、このうち「平均体質の基準に表するものでなければならないが、このうち「平均体質の基準に表するものでなければならないが、このうち「平均体

重」については、さまざまな分野で使用される値が異なっている。

52・7㎏となっている。これは2000年の厚生労働省による国民栄養調査を根拠としている。たとえば産業技術総合研究所による曝露係数調査では、16歳以上の平均体重は男性が64・0㎏で、女性のというでは、10歳以上の平均体重は男性が64・0㎏で、女性のでは、10歳以上の平均体重は男性が64・0㎏で、女性のでは、10歳以上の平均体重は男性が64・0㎏で、女性のでは、10㎏では10㎏では、

合の急性的な影響ではなく、一生涯、摂取を継続した場合の慢性的な影響をもとに判断されるからである。準値がないのかというと、AD−(→第5章)などの摂取許容量は、突発的に高濃度の化学物質を摂取した場た日本人全体の平均値だからである(小児平均15・1㎏、妊婦平均55・6㎏)。なぜ小児のみを考慮した基1998~2000年の国民栄養調査の結果から決定された。少ないように感じられるが、それは子供も含め1998~2000年の国民栄養調査の結果から決定された。少ないように感じられるが、それは子供も含め残留農薬基準値の算定など、食品衛生法に関する場合は、標準体重として35・3㎏が使用される。これは

日本人の平均体重は何kgか

コラム